

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. これだけは知っておきたい所得税の節税方法
- II. 強いブランドづくり Part II
- III. 税制改正大綱について
- § 共栄会等のご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. これだけは知っておきたい所得税の節税方法

——いよいよ確定申告の時期到来！——

今年も確定申告の時期がやってきました。今年の確定申告の提出期限は2月16日(金)～3月15日(木)です。所得税の納付期限は3月15日(振替納税 4/20 金)で消費税は4月2日(月) (振替納税 4/25 水)となっています。個人事業者の方は仕事が忙しい時期に申告の準備や税金の工面などと大変かと思います。確定申告は複雑で中々分かりにくいところもあるかと思います。そこで今回は確定申告(所得税)の概略及び節税方法も含めてお話ししていきたいと思います(紙面上の都合上、株や不動産譲渡等の分離課税は省略します)。

### ■事業所得の節税方法

#### 1. 青色申告

一番先にやるべきことは青色申告でしょう。青色申告の特典として次のようなものがあります。①複式簿記で記帳し貸借対照表、損益計算書を確定申告時に添付すれば青色申告特別控除 65 万円を受けられます。例えば売上 5,000 万円で利益が 10%の 500 万円、配偶者控除等の所得控除が 100 万円であれば課税対象所得が 400 万円ですから税率が 20%となります。この場合青色申告控除があれば所得が 65 万円減額されるので  $65 \text{万円} \times 20\% = 13 \text{万円}$  の税額が減額されます。②また青色申告では専従者給与も経費として計上できます(白色申告でも最大 86 万円まで計上できます)。専従者とは事業者と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の子供など親族がその事業に専ら従事している人をいいます。奥様が経理をしている場合や息子さんや娘さんがお手伝いしている場合、タイムカードの記録等の条件はありますが、一般的に認められる給与水準で給与を計上できますので、かなりの経費として節税出来ます(従事しているのですから経費として当たり前と言われるかも知れませんが)。③その他、純損失の繰り越し、繰り戻しが出来ます。その年の事業所得が赤字になった場合、その赤字(純損失)を翌年以後 3 年間のうちに黒字が出ればその所得から差引くことが出

来ます(純損失の繰越)。又は前年が黒字で税金を納付している場合、純損失の繰越に代えて前年納付した所得税の還付(取戻し)を受けることが出来ます(純損失の繰戻)。青色申告を受けるには貸借対照表、損益計算書を作成する必要があります。この作業は手間や時間がかかり大変であるため税理士等に依頼する方が多いと思います。費用はかかりますが、節税による税金の削減や作業を税理士に任せることにより時間の削減の効果も大きくなると思います。

## 2. その他の節税方法

### ①法人化する。

所得税は累進課税ですから所得が大きくなれば法人の方が税率的に有利になります。また法人の方が節税対策の方法が多いため所得が大きくなってきた個人事業者の方は法人成りをした方が有利になります。

### ②中小企業者等の少額減価償却資産を購入する。

30万円未満のパソコン等の消耗資産は年間300万円までは一括費用に計上できます。

### ③中小企業倒産防止共済の活用

中小企業倒産防止共済は、取引先の倒産で連鎖倒産を防止するための共済です。毎月5000円からの掛金が可能です。この掛金は経費に計上することが可能です。(掛金額に上限があります)。但し、解約して払込んだ掛金が返還された場合は収入となりますので注意が必要です。

## ■所得控除の節税方法

### 1. 生命保険控除を活用する。

この控除には一般生命保険のほかに介護、年金の控除がありどれも上限があります。新しく保険に加入する場合この三種類の保険にそれぞれに分けて加入した方が節税が出来ます。

### 2. 小規模企業共済等掛金控除を活用する

個人事業主の必須の節税策となっている「経営者の退職金制度」とも呼ばれる小規模企業共済です。支払いをしたら全部控除対象となります。

### 3. 新しい医療費控除制度を活用する。

今までの医療費控除に新しくセルフメディケーション税制が加わりました。どちらか選択ですが前者は年間医療費が10万円を超えた部分が控除対象でしたので医療費が少ない場合は対象になりませんでした。後者は控除対象として認められた市販の医薬品が対象で年間12,000円を超えた部分(上限88,000円)が対象になります(但し他にも要件があります)ので医療費支出が少ない方はこの制度を利用すれば節税になります。

## ■最後に

以上、ご紹介したのは主なものなので、さらに詳しく知りたい場合等は是非TFGにご相談していただければと思います。

## Ⅱ . 「強いブランドづくり」 Part Ⅱ

— カテゴリーを見直してトップを狙う —

前回に続き「強いブランド」づくりについて取り上げます。事業規模が小さくても「強いブランド」づくりに成功した会社にはある共通点があります。それは、「他社のまねをしていない」ということです。

99 第二のアップルになろう、第二のスターバックスになろう。これではブランドづくりはうまくいきません。2 番手を目指した時点で、「強いブランド」づくりは失敗します。なぜ、2 番手では駄目なのでしょう。

### ■消費者の心をつかむのはナンバーワンだけ

次の文の〇〇を埋めてみてください。

Q 日本で一番目に高い山は〇〇である。

Q 日本で一番目に大きい湖は〇〇である。

おそらくほとんどの人は簡単に埋められたと思います。

全国の消費者 1000 人を対象にした調査でも、正解率は次のようになりました。

・一番目に高い山＝富士山・・・99.4%

・一番目に大きい湖＝琵琶湖・・・95.0%

では、2 番目はどうでしょうか。

・2 番目に高い山＝北岳・・・14.3%

・2 番目に大きい湖＝霞ヶ浦・・・23.4%

1 番目と 2 番目の正解率の差は顕著です。つまり、2 番手はイメージが浮かばず、人々の記憶に残りにくいのです。ブランドも同じです。1 番手を後追いしても、多くの人の心を捉える「強いブランド」にはなり得ません。とはいえ、これからブランドづくりを始める会社が既存のカテゴリー（分野）でナンバーワンになるのは容易なことではありません。

では、どうするか。既存の大きなカテゴリーで勝負するのではなく、特定のカテゴリーでトップになることです。

### ■他社に負けない新カテゴリーで挑む

カテゴリーの決め方には、いくつかの方法があります。

その一つがあるカテゴリーを切り取り、自社が一番手になれる新カテゴリーを生み出すことです。「アメラ」というトマトブランドで説明しましょう。アメラは、静岡県を中心とした農家が集まり、つくり上げた高糖度トマトのブランドです。トマトといえば、日本には誰もが知っている「カゴメ」というビッグブランドがあります。巨人のカゴメに対抗し、地方の農家集団がつくった新しいブランドでトップを奪取するのは、誰が考えても難しいとわかります。そこで、トマト市場全体のトップではなく、「高糖度トマト」というカテゴリーを切り取り、トップを目指すことにしました。

その戦略は見事に成功し、東京の市場では「アメラが高糖度トマトの基準」といわれるほどのトップ

ブランドにこの十数年で成長しました。

### ■自社のポジショニングを明確にする

消費者が個性化し、マーケットが多様化する今、特定の 카테고리 なら、規模の小さな会社でもナンバーワンになることは可能なのです。

もしアメーラが第二のカゴメになろうと考えていたら、ブランドづくりは失敗していたかもしれません。カゴメのブランド・ステートメント（企業理念を文章化したもの）は、「自然を、おいしく、楽しく。」です。カゴメ・ブランドは、とても親しみやすく、価格も手頃で人気があります。

一方、アメーラ・ブランドが志向するのは、カゴメとは対極にあるプレミアムトマト、グルメトマトです。カゴメが大衆的、経済的なら、アメーラはおしゃれ、高級感。つまり、「既存のビッグブランドの逆方向に行く」という逆張りの発想です。

「みんながやっているから、自分も」は、ブランドづくりでは最も危険な考えです。小さな会社が「強いブランドづくり」に成功するためには、他社のものまねではなく、独自の土俵をつくり、そこでチャレンジしていくことが大切です。



## 日本政策公庫情報コーナー

### ■平成 30 年 1 月 25 日付けで金利の一部が変わりました

農・林・漁・食品産業の制度融資の金利が一部変更しています。詳しくは日本政策金融公庫ホームページをご確認くださいませ。<https://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

## Ⅲ. 税制改正大綱について

—— 所得拡大促進税制を中心に ——

**TFG**ニュースの読者の皆様もご承知のとおり、昨年 12 月に税制改正大綱が発表されております。その中でデフレ脱却・経済再生のため「生産性革命」の実現に向けた税制措置として持続的な賃上げが可能となる環境を作り出すため、法人課税である「所得拡大促進税制の改組」が発表されております。大・中小企業が対象とされていますが、本**TFG**ニュースでは中小企業を対象とした所得拡大促進税制について概略を記載させていただきたいと思っております。

### ■改正の概要

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出する法人が国内雇用者に対して支給する給与等を一定額増加した場合にその増加額の一定割合の金額を法人税額から控除することができる制度です。

## ■中小企業者等の所得拡大促進税制について

### 1. 適用要件（賃上げに関する要件）

適用要件については、下記のとおりです。

適用年度の1人あたりの平均給与 $\geq$ 前期の1人あたりの平均給与 $\times 101.5\%$

適用要件（賃上げに関する要件）については、改正前に比べて簡素化されております。

### 2. 中小企業者等の範囲に関して

中小企業者から適用除外事業者は除かれることとなります。その適用除外事業者とは事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（基準年度）の所得の金額の年平均額が15億円を超える法人です。

### 3. 控除税額

控除税額については下記のとおりです。

$(\text{適用年の雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}) \times \text{税額控除率 } 15\%$

なお、税額控除率に関しては、教育訓練費が増加した企業については、税額控除率が上乘せされ25%となります。なお、控除税額の上限については改正前と変更はなく、適用年度の法人税額の20%となっております。

\*「教育訓練費」とは国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、または向上させるための費用であり以下の項目が該当することとなっております。

- ・その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用
  - ・他のものに委託して教育訓練等を行う行わせる場合のその委託費
  - ・他のものが行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用
- 教育訓練費の具体的な内容及び範囲については、今後注目する必要があるものと考えます。

## ■適用時期について

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

## ■実務上、注意を要する事項

実務上注意を要する事項は下記のとおりです。なお、本税制改正大綱の改正内容については3月頃の国会決議で正式に議論される予定となっている点についてはご留意をお願いします。

- ・「1人当たり平均給与」を計算するに当たって、「継続雇用者」の範囲が適用年度及び前期において給与等の支給がある一定の雇用者から、適用年度及び前期の「全期間の各月」において給与等の支給がある一定の雇用者に見直される予定であります（厳格になると予想されています）。
- ・中小企業者等は、給与増加額に対して最大22%控除可能だったものが原則15%の控除となります。
- ・中小企業者等から除外される適用除外事業者の制度は平成31年4月1日以後開始事業年度から適用されることとなります。
- ・法人住民税の計算において中小企業者等は税額控除後の法人税額に法人住民税を乗じて計算することとなります。



## 今月のブックマーク

昨年の流行語大賞トップ 10 にフェイクニュースという言葉が選ばれています。テレビなど公共の電波では放送法という法律があり、政治的中立や事実を曲げないなどが定められております。最近はこのようなメディアをチェックする民間団体が出てきており、昨年TFG共栄会で講演されたケント・ギルバートさんが理事をされております。是非ご覧ください。

「放送法遵守を求める視聴者の会」

<http://housouhou.com/>

## TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成30年4月24日（火） 受付 午後4時10分より

内 容： 開催・挨拶 午後5時00分より

第一部 研究部会・研修会 . . . . . 午後5時20分より

テーマ「日本経済と関西経済の行方」

講師：日本総合研究所

マクロ経済研究センター所長（調査部・上席主任研究員） 柰村 秀樹 氏

第二部 情報交換懇親会 . . . . . 午後7時より（8時30分終了予定）

御堂筋 本町

会 場： ヴィアーレ大阪 2F「安土の間」（御堂筋線本町駅1号出口を3分）

参加費： 5,000円（税込）

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 . . . T&FG Group

TFG 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFGニュース編集担当 岸本 圭祐